平成23年11月1日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、国立情報学研究所(以下「研究所」という。)の共用リポジトリサービス(以下「サービス」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の定義)

第2条 サービスの利用(以下「利用」という。)とは、研究所のサーバ(以下「サーバ」という。)に、研究所が提供する機関リポジトリソフトウェアを用いて、学術情報等に係るコンテンツ及びメタデータ(以下「コンテンツ等」という。)を登録し、発信すること(以下「登録等」という。)をいう。

(利用者の範囲)

- 第3条 サービスを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - 一 大学, 短期大学, 高等専門学校, 大学共同利用機関等
  - 二 その他国立情報学研究所長(以下「所長」という。)が適当と認めた機関等 (利用の申請)
- 第4条 利用しようとする者は、所定の様式により、所長に利用の承認を求めるものとする。また、利用の申請は、原則として、機関単位で行うものとする。

(利用の承認)

第5条 所長は、前条の申請について適当と認めた者(以下「利用者」という。)には、 これを承認し、利用の資格を付与するものとする。

(利用に当たっての遵守事項)

- 第6条 利用者は、利用に当たって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 第2条の規定に違反してシステムを利用しないこと。
  - 二 営利を目的とした利用を行わないこと。
  - 三 著作権等の第三者の権利を侵害するおそれのある行為をしないこと。
  - 四 プライバシーを侵害しないこと。
  - 五 著作権者等の定める利用条件に違反しないこと。
  - 六 ウィルス等を含む有害なコンテンツ等を登録等しないよう適切な対策を行うこと。
  - 七 その他所長の定める事項

(利用資格の取消し等)

第7条 研究所は、第6条の規定に違反し、又はその他の理由により必要と認めた利用者に対して、その利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(届出)

- 第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する理由が生じた場合は、速やかに研究 所に届け出るものとする。
  - 一 利用を中止するとき
  - 二 申請書の記載事項に変更が生じたとき

(経費の負担)

- 第9条 利用者は、利用に係る経費の一部を負担するものとする。
- 2 利用者が負担すべき経費の額及び負担の方法は、別に定める。

(コンテンツ等及びログデータの研究利用)

第10条 研究所は、サービス向上及び自らの研究目的のため、コンテンツ等及びログデータを利用することができる。

(免責)

- 第11条 研究所は、以下の各号により、利用者に生じた損害について、賠償の責任を負わないものとする。
  - ー サーバに登録等されたコンテンツ等の破損や喪失
  - 二 サービスで提供するソフトウェア又はOS等のバージョンアップに起因するコンテ ンツ等の動作等への影響
  - 三 システムメンテナンスやセキュリティインシデント,その他の運用上の理由による サービス提供の停止
  - 四 サービスの提供が終了したとき
- 2 研究所は、サービスを通じて利用者と第三者との間に生じた紛争について、一切の責を負わないものとする。

(改訂等)

- 第12条 研究所は、必要に応じてこの規程を改訂し、研究所が相当と判断する方法で利用者に通知する。この通知のときから、改訂後の規程が適用されるものとする。
- 2 この規程の準拠法は日本国法とする。また、サービスに関する紛争の第一審専属管轄 裁判所は、東京地方裁判所とする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。